# 平成30年第1回臨時市議会議案 条例新旧対照表

報告第	1	号	専決処分の承認を求めることについて(藤井寺市国民健康保険条例の一部改正)	
			藤井寺市国民健康保険条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
報告第	2	号	専決処分の承認を求めることについて(藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並	Ē
			びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)	
			藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービス	
			の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
報告第	3	号	専決処分の承認を求めることについて(藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関す	-
			る基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護	Jee .
			予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)	
			藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型	
			介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係	
			る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
報告第	4	号	専決処分の承認を求めることについて (市税条例の一部改正)	
			市税条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

# 報告第1号

# 専決処分の承認を求めることについて (藤井寺市国民健康保険条例の一部改正)

〇藤井寺市国民健康保険条例(昭和36年藤井寺市条例第8号) 新旧対照表

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

- 第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する 退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以 下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の規定により基礎賦課額を減額するもの とした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基 礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の 見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
  - (1) (略)
  - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア・イ (略)

- ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額
  - (ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号)第6条第1号ハからヌまで及び附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)
  - (イ)・(ウ) (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

- 第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する 退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以 下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の規定により基礎賦課額を減額するもの とした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基 礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の 見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
  - (1) (略)
  - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア・イ (略)

- ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額
  - (ア) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号に掲げる額(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号)第6条第3号から第10号まで及び附則第7条第2号に掲げる額の合計額を除く。)
  - (イ)・(ウ) (略

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及び附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

## 改正前

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第3号から第10号まで及び附則第7条第2号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額

# 報告第2号

専決処分の承認を求めることについて (藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並び に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

○藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例(平成24年藤井寺市条例第19号) 新旧対照表

改正後

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)

#### 第3条 (略)

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人<u>又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)</u>とする。ただし、当該法人の役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)が暴力団員(藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)である場合を除く。

(指定定期巡回·随時对応型訪問介護看護)

- 第7条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。
  - (1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者<u>(介護保険法施行規則)</u>(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

 $(2) \sim (4)$  (略)

改正前

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)

#### 第3条 (略)

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、当該 法人の役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)が暴力団員 (藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第2条第2号に 規定する暴力団員をいう。)又は暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力 団密接関係者をいう。)である場合を除く。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

- 第7条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。
  - (1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる 介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章 において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 (以下この章において「定期巡回サービス」という。)

 $(2) \sim (4)$  (略)

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

第48条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者 (施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)をいう。以下この章において同じ。)の訪問の要否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。

2 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画(法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(指定夜間対応型訪問介護)

第48条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)の訪問の要否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)及びオペレーションセンター(オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。)等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護(以下この章において「随時訪問サービス」という。)を提供するものとする。

2 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

 $(1) \sim (3)$ 

- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっ ては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの 提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5)(略)
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把 握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の 希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2第1項に規定する 認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特 性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第61条の10 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介 護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(進用)

**第61条の20の3** 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第**1第61条の20の3** 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第 22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第55条 及び第61条の2、第61条の4、第61条の5第4項並びに前節(第61条の 20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。 この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるの は「運営規程(第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条において同 じ。) 」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型 地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従 業者」という。)」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中 「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を

改正前

 $(1) \sim (3)$ 

- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当 たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービ スの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5)(略)
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把 握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の 希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症 をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対 応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第61条の10 (略)

 $2 \sim 4$  (略)

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通 所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(進用)

22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第55条 及び第61条の2、第61条の4、第61条の5第4項並びに前節(第61条の 20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。 この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるの は「運営規程(第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条において同 じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型 地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従 業者」という。) 」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中 「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を

改正前

利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第63条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

 $(1) \sim (3)$  (略)

 $2 \sim 7$  (略)

利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第63条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

 $(1) \sim (3)$  (略)

 $2 \sim 7$  (略)

# 報告第3号

専決処分の承認を求めることについて(藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する 基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防 サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

〇藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24 年藤井寺市条例第20号) 新旧対照表

年藤井寺市条例第20号) 新旧対照表	
改正後	改正前

(基本方針)

第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(基本方針)

第5条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

# 専決処分の承認を求めることについて(市税条例の一部改正)

○市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号) 新旧対照表

(年当たりの割合の基礎となる日数)

**第11条** 前条、第35条第2項、第44条第5項、第45条第2項、第47条第1項及び第**|第11条** 前条、第35条第2項、第44条第3項、第45条第2項、第47条、第59条第2 4項、第59条第2項、第75条第2項、第96条第5項、第99条第2項、第110条第2 項並びに第112条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定 める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とす る。

(個人の市民税の非課税の範囲)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する 者にあっては、第48条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得 割しという。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者 については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(均等割の税率)

## 第17条 (略)

2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の 左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

項、第75条第2項、第96条第5項、第99条第2項、第110条第2項及び第112条第 2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割 合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(個人の市民税の非課税の範囲)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する 者にあっては、第48条の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得 割しという。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者 については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(均等割の税率)

## 第17条 (略)

2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の 左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

改正前

(略)

3 • 4 (略)

(市民税の申告)

#### 第27条 (略)

2 (略)

- 3 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、法第317条の2第3項の規定による申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定<u>により</u>第1項の申告書を提出する 義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場 合<u>には</u>、3月15日までに<u>、同項</u>の申告書を市長に提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、第13条第1 項第1号<u>に掲げる者</u>のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前 年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの 又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に 係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写 しを提出させることができる。
- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、第13条第1 項第2号<u>に掲げる者</u>に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する 事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

(略)

3 • 4 (略)

(市民税の申告)

## 第27条 (略)

2 (略)

- 3 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、法第317条の2第3項の規定による申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>においては</u>、第13条第1項第1号<u>の者</u>のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>においては</u>、第13 条第1項第2号<u>の者</u>に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する 事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>には</u>、新たに第13 条第1項第3号又は第4号<u>に掲げる者</u>に該当することとなった者に、当該該当す ることとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる 事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番 号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税に ついて同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させるこ とができる。

(特別徴収義務者)

第43条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第43条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合<u>においては</u>、新たに第13条第1項第3号又は第4号<u>の者</u>に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第43条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第43条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年

得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同 じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特 別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

#### (略)

3 第43条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用す る。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とある のは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第43条の3中「前条第1項」とある のは「第43条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定 する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」 と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数 割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」と あるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

## 第44条 (略)

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条 において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10 項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の 8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93 の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び 施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定に より申告納付すべき法人税割額から控除する。

#### 改正前

金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節に おいて同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に おいて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収す る。

#### (略)

3 第43条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用す る。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とある のは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第43条の3中「前条第1項」とある のは「第43条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税 額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1 日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み 替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

#### (略) 第44条

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の | 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国

8第26項及び施行令第48条の13の規定するところにより、控除すべき額を第1項 の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含 す。以下この項において同じ。) に係る税金を納付する場合には、当該税金に係 る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったとき は、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納 付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出し た日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限 前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日か ら1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計 算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書 により納付しなければならない。

#### (略) 6

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項┃5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項 において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る 市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下 この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。 以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提 出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該 当初申告書に係る税額(環付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部 分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる 期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又 は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る 市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に 掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び施行令第 48条の13の規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付す べき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含 す。以下この項において同じ。) に係る税金を納付する場合には、当該税金に係 る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったとき は、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納 付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出し た日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限 前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日か ら1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計 算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書 により納付しなければならない。

#### (略)

において「修正申告書」という。) の提出があったとき(当該修正申告書に係る 市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下 この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。 以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提 出されたときに限る。) は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該 当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部 分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる 期間(許偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又 は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る 市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に 掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) (略)

<u>8</u> (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第45条第3項及び第47条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条第3項及び第47条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第47条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(1) • (2) (略)

6 (略)

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第45条第3項及び第47条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第45条第3項及び第47条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

改正前

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第47条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定<u>によって</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

改正後	改正前
P/T (	ᅥᄶᄀᆝᅜᆸᆟ
1,¥ 11 1/ <del>2</del>	1 / Y 11 HII

- 2 第44条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第47条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第47条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第45条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第47条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 5 第44条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合におい

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

改正前

て、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正 の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による 更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48 条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限 る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があ った日(その日が第47条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌 日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第47条第4項の申告 書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第45条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合におい て、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正 の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき 市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に 掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき 税額の納付があった日(その日が第47条第4項の連結法人税額の課税標準の算定 期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条 第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等に ついて分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日ま でに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により 総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に 納入しなければならない。

## 附則

(延滞金の割合等の特例)

**第2条の2** 当分の間、第10条、第35条第2項、第44条第5項、第45条第2項、第**|第2条の2** 当分の間、第10条、第35条第2項、第44条第3項、第45条第2項、第

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等に ついて分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日ま でに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第2項ただし書の規定により 総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に 納入しなければならない。

#### 附則

(延滞金の割合等の特例)

59条第2項、第75条第2項、第96条第5項、第99条第2項、第110条第2項(第112条の7において準用する場合を含む。)及び第112条第2項(第112条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とり、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合と超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、<u>第47条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これら</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例 基準割合適用年における特例基準割合とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

## 第6条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 4 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 (略)
- 6 <u>法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定</u> める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定

59条第2項、第75条第2項、第96条第5項、第99条第2項、第110条第2項(第112条の7において準用する場合を含む。)及び第112条第2項(第112条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とり、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第47条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

## 第6条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
- 4 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 (略)

改正後	改正前
める割合は4分の3とする。	<b>以正</b> 刑
8 法 <u>附則第15条32項第3号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	6 法 <u>附則第15条第32項第2号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
9 (略)	<u>7</u> (略)
10 (略)	<u>8</u> (略)
<u>11</u> (略)	<u>9</u> (略)
12 法 <u>附則第15条の8第2項</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	10 法 <u>附則第15条の8第4項</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第6条の2の2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)	
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	
(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日	
(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由	
(高齢者サービス付き住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告等)	

改正後	改正前
第6条の2の3 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について施行令附則第12条第12項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。  (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)  (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	
(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)	(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)
第6条の2の4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)~(6) (略)	第6条の2の2 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)~(6) (略)

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告等)

第6条の2の5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項 の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者 は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に 掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告等)

第6条の2の3 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項 の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者 は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に 掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添

付して市長に提出しなければならない。

付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$  (略)

(4) 施行令<u>附則第12条第21項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令<u>附則第12条第22項</u>に規定する 補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第6条の2の6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の 熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、 同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付 して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令<u>附則第12条第29項</u>に規定する 補助金等

(6) (略)

 $(1)\sim(3)$  (略)

(4) 施行令<u>附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者 が同項各号のいずれかに該当するかの別

改正前

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに施行令<u>附則第12条第31項</u>に規定する 補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第6条の2の4 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の 熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、 同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付 して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令<u>附則第12条第38項</u>に規定する 補助金等

(6) (略)

(新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第6条の2の5 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規

改正後	改正前
	定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次 に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添 付して市長に提出しなければならない。
	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又 は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
	(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
	(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由
(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)	(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)
第6条の2の7 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	第6条の2の6 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$  (略)

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第6条の2の8 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの 規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防 止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施  $(1)\sim(6)$  (略)

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第6条の2の7 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの 規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防 止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施

行規則<u>附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令<u>附則第12条第29項</u>に規定する 補助金等

(6) (略)

(土地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第6条の3 次条から附則第7条の3までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

 $(1)\sim(5)$  (略)

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第6条の7の場合<u>には</u>、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第6条の9の場合<u>には</u>、法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)

(7) • (8) (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第6条の4 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の規定にか

改正前

行規則<u>附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$  (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令<u>附則第12条第38項</u>に規定する 補助金等

(6) (略)

(土地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第6条の3 次条から附則第7条の3までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

 $(1)\sim(5)$  (略)

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第6条の7の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第6条の9の場合にあっては、法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)

(7) • (8) (略)

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第6条の4 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第63条の規定にか

かわらず、<u>平成31年度分又は平成32年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31年度適用土地</u>又は<u>平成31年度類似適用土地</u>であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

- 第6条の5 宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法

かわらず、<u>平成28年度分又は平成29年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正 価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等 に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成28年度適用土地</u>又は<u>平成28年度類似適用土地</u>であって、<u>平成29年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第63条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

- 第6条の5 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法

附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る 平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定に かかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき 価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商 業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合におけ

附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る 平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定に かかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき 価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業 地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商 業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合におけ

る固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経 過措置)

第6条の6の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第 22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資 産税については、新法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第6条の7 農地に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(市街化区域農地に対して課する<u>平成6年度</u>以降の各年度分の固定資産税の特例)

第6条の8 (略)

る固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置)

改正前

第6条の6の2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法 律(平成24年法律第17号)附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平 成26年度までの各年度分の固定資産税については、新法附則第18条の3の規定を 適用しないこととする。

(農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特例)

第6条の7 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(市街化区域農地に対して課する<u>昭和47年度</u>以降の各年度分の固定資産税の特例)

第6条の8 (略)

2 · 3 (略)

- 第6条の9 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第6条の5第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第6条の3第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、法第349条の3 の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) 2 • 3 (略)

第6条の9 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

改正前

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第6条の5第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第6条の3第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、法第349条の3 の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第108条第1号及び第112条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第6条の5第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第108条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

#### 3 • 4 (略)

(宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)

第18条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした

に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の特別土地保有税については、第108条第1号及び第112条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第6条の5第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第108条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

#### 3 • 4 (略)

(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)

第18条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした

場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」とい

- 場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合<u>にあっては</u>、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」とい

う。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る <u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定に かかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき 価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき 額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」とい う。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経 過措置)

第18条の2 地方税法等の一部を改正する法律附則第22条第1項の規定に基づき、 平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、新法附則第 25条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)

第18条の3 農地に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合におけ

う。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る 平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定に かかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき 価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき 額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経 過措置)

第18条の2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附 則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の都 市計画税については、新法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例)

第18条の3 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合におけ

改正前

る都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、 当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

第18条の6 市街化区域農地に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、附則第18条の4の規定により附則第6条の8の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第18条の7 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成30年度から平成32年度まで</u>の各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

る都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、 当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

第18条の6 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第18条の4の規定により附則第6条の8の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

第18条の7 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>平成27年度から平成29年度まで</u>の各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合<u>にあっては</u>、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。